

本PDFは下記ページに掲載されています。

<https://www.titech.ac.jp/enrolled/health/coronavirus.html>

新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応方針（1/8 版）〈抜粋〉

～ 緊急事態宣言の再発出を受けた対応方針の改訂と対応水準の強化 ～

学生の皆様、保護者の皆様にお願ひ

～ 安心して修学できる環境を実現するために ～

新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長

学長 益 一哉

世界中における新型コロナウイルス感染症の拡大が人間社会に与える影響は想像をはるかに超えて大きなものとなっています。本学では、学生・教職員の健康と安全を第一に考えて、オンラインでの授業を取り入れながら「新しい生活様式」の実践を徹底しつつ、安心して教育研究活動が再開できるような対応を一つひとつ行ってきましたが、残念ながら首都圏一都三県の感染拡大が収まりを見せず、令和3年1月7日に一都三県を対象に緊急事態宣言が再度発出される事態に至っています。

このような中でも、学生・教職員の健康と安全を守りつつ、学修と研究の機会を最大限確保するため、本学の対応方針を一部改訂するとともに、対応水準を〈レベル 2.5-〉（以下、〈レベル 2.5-ver.2〉）に強化することに致しました。

今後、教職員と学生の皆さんの適切な認識と行動、ならびに社会の皆様のご協力によって感染拡大が抑制されれば、対応水準を再び緩和していくことが可能となると考えています。

学生の皆様、社会の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を継続するため、「新しい生活様式」の実践等を通して、引き続きご協力下さいますよう、お願い申し上げます。

【1】本学の基本方針：

- ① 全ての教職員・学生が、新型コロナウイルス感染症発生以前とは求められる社会規範が異なることを理解し、それぞれができる範囲で、それに合致した行動を徹底する。
- ② 本学は、学生と教職員の生命と健康を守りつつ、大学として必要なアウトカムの達成に向けて努力する。
- ③ 学生の環境や経済状況によらず、当初想定された期間での修了をできる限り担保する。
- ④ 研究活動についても、学生や教職員、他者の健康と感染拡大防止に最大限配慮して実施する。

【2】各レベルの対応方針の骨子

国内外の感染拡大状況に応じて本学のとる対応を適時かつ適切に変化させていくため、7段階のレベルを設定する。各レベルにおける対応方針のうち、学生の教育等に関係する部分の骨子と必要な環境は3～4ページの表※の通りである。

※ <レベル 4>～<レベル 2.5+>までは省略してある。これらの対応方針の骨子については、これまでの通知を参照されたい。

対応水準は緩和の方向（レベルの数値が低下する方向）に変更される場合も、強化の方向（数値が上昇する方向）に変更される場合もある。対応が強化される場合に備えて、常に準備をしておく。

- 3～4 ページの表に示される対応水準では、「新しい生活様式」の実践、相応しい研究室等の環境整備、個々人の健康管理が徹底されることを前提としている。新型コロナウイルス感染症の拡大が収まりニュー・ノーマルにおける通常状態である<レベル 1>の対応水準となったとしても、大学における教育・研究・業務運営状態は新型コロナウイルス感染症発生以前と同じではないことを認識しておく。

【3】新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）利用のお願い

陽性者との接触状況を的確に把握し、早急かつ局所的に対応が可能となるよう、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（通称 COCOA）の利用を強く推奨する。

厚労省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

COVID-19 Contact-Confirming Application」サイト URL :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

<レベル 2.5-＞～<レベル 1＞の対応方針一覧（1/8 版の骨子・参考）：網掛け部分は今後改訂される可能性がある

対応水準	<レベル 2.5- ver.2>	<レベル 2+>	<レベル 2->	<レベル 1>
当該対応水準に移行するために必要な環境	- 新しい生活様式の実践 - 人と人の間隔、換気、手洗い・消毒等の研究室・事務室・講義室等環境の整備 - 食事は個別に取る、同室で複数人が食事をする場合には、向かい合わせにならないようにし、会話をせず、できるだけ2 mの距離を保つなどの感染防止の徹底 - 研究分野の特質に合致した望ましい環境、健康状態確認、感染防止対策の徹底と相互確認 - 出校・行動履歴の確実な記録と保存 - 厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）利用の推奨と接触が確認された者への対応の徹底			
授業等	4Q 終了まで授業は原則としてオンライン（ただし、実験・実習・グループワーク等の授業と当初から対面での実施が予定されていた期末試験については、対面での実施を認める）	オンライン授業に加えて、一部科目（実験・実習・グループワーク等）を感染拡大防止に配慮した環境において対面で実施	- オンライン授業に加えて、一部科目（実験・実習・グループワーク等）を感染拡大防止に配慮した環境において対面で実施 - 時差通学、講義室内の学生の間隔確保の必要性から、講義室における対面、講義室等へのオンライン配信、自宅等でのオンライン受講を組み合わせる実施 - 研究室所属学生等の行う研究打ち合わせ、ゼミ等はオンラインで、文献調査、データ整理、論文執筆等は在宅で実施することを推奨	授業は、時差通学、講義室内の学生の間隔確保の必要性から、講義室における対面、講義室等へのオンライン配信、自宅等でのオンライン受講を組み合わせる実施
学生の登校	- 対面で実施される実験・実習・グループワーク等を履修する学生、対面で実施される期末試験等を受ける学生、ならびに研究室所属学生等を除く学生の登校は原則禁止（ただし、通信環境等の理由でやむを得ず、オンライン授業を大学で受講する学生、オンラインの期末試験を大学で受験する学生については、特例として登校を認める） - 登校して行う学修・研究等が必須な分野においては、研究分野の特質に合致した望ましい環境、感染防止対策の徹底と相互確認を前提に、研究室所属学生等は、週3日相当まで登校して学修・研究等を実施（ただし、令和2年度修了予定の学士・修士・専門職学位課程学生と全ての学年の博士後期課程学生については、感染拡大防止に最大限注意することを前提に、出校頻度は弾力的に取り扱って良い） - 課程・学年によらず、学修・研究等の都合で、学生の登校頻度が上記以上に高まる期間がある場合は、部局長の下で感染拡大防止と健康状態確認の管理を行うこと - 登校して行う学修・研究等が必ずしも必須でない分野においては在宅等でこれらを実施してよいが、定期的に指導教員等と連絡を取って適切な教育指導を受けること - 登校前に自宅等で体温を計測し、平熱より明らかに高い場合は登校禁止 - 体温の計測結果は、スマートフォン等で写真に撮るなど、記録として残し、必要な場合に提示できるようにしておくこと - 本人または家族等の同居者が、体調不良または PCR/抗原検査を受検予定の場合、医	- 実験・実習・グループワーク等の対面実施科目を受講する学生は登校 - 研究室所属学生等は、本人の同意と健康状態を確認の上、週平均3日相当まで登校して実験等を実施 - 留学生等の受入は<レベル 2.5- ver.2>と同様	- 実験・実習・グループワーク等、ならびに対面実施科目、講義室配信科目を受講する学生、学内施設を利用する学生は、健康状態が良好であることを自ら確認した上で、本人の意向に従って登校 - 登校して行う学修・研究等が必須な分野においては、研究分野の特質に合致した望ましい環境、感染防止対策の徹底と相互確認を前提に、研究室所属学生等は、登校して学修・研究等を実施 - 登校して行う学修・研究等が必ずしも必須でない分野においては在宅等でこれらを実施してよいが、定期的に指導教員等と連絡を取って適切な教育指導を受けること - 登校前に自宅等で体温を計測し、平熱より明らかに高い場合は登校禁止 - 体温の計測結果は、スマートフォン等で写真に撮るなど、記録として残し、必要な場合に提示できるようにしておくこと - 出校必須研究スキームは廃止 - 留学生等の受入は<レベル 2.5- ver.2>と同様	- 時差通学・学生間の間隔確保等の必要性から、オンラインでの授業の受講、打ち合わせ等は在宅での実施を推奨するが、登校は規制しない - 留学生等の受入は<レベル 2.5- ver.2>と同様

	師の明確な診断が出るまで、または PCR/抗原検査の結果が判明するまでは、出校を控えること。判断に迷う場合は保健管理センターに確認すること 外務省感染症危険情報レベルによらず国が入国を認める場合は、留学生等を受け入れるが、14 日間の健康確認期間後に登校			
学生の課外活動	- 集まって実施する課外活動は禁止 - 学内の課外活動関連施設の利用禁止 - 合宿等への参加は禁止	- 集まって実施する課外活動は引き続き禁止（ただし<レベル 2>に示すグループごとの感染防止対策等の実施と相互確認が確立され、担当理事が許可した場合は、一回 10 名程度（団体競技を行うグループにあっては競技最小人数）以内の参加者に限って、感染拡大防止に十分配慮することを条件に、集まって実施する活動を認める） - 学内の課外活動関連施設は引き続き利用禁止（上記ただし書きの許可を得た場合に限り、学内の屋外施設（グラウンド等）と講義室の利用は認める） - 合宿等への参加は禁止 - 課外活動を実施するグループ（サークル等）ごとに、望ましい環境、健康状態確認、感染防止対策を検討	- 課外活動を実施するグループ（サークル等）ごとの望ましい環境、健康状態確認、感染防止対策の実施とグループ間の相互確認 - 集まって実施する課外活動は、一回 10 名程度（団体競技を行うグループにあっては競技最小人数）以内の参加者に限って、感染拡大防止に十分配慮することを条件に担当理事が許可した場合のみ認める - 学内の屋外施設（グラウンド等）の利用は認める。屋内の課外活動関連施設の利用も、感染拡大防止対策を条件に許可する - 合宿等への参加は、10 名程度以内の小規模なものに限り、感染拡大防止策や行動履歴の記録方法等を担当理事に示し許可を得た場合のみ認める	- 課外活動を実施するグループ（サークル等）ごとの望ましい環境、健康状態確認、感染防止対策の実施とグループ間の相互確認を継続 - 集まって実施する課外活動は、感染拡大防止に十分配慮することを条件に認める - 学内の課外活動関連施設の利用を認める - 合宿等への参加も、感染拡大防止に十分配慮することを条件に認める
教員・学生等の出張を伴わない移動（私事による移動を含む）	- 昨今の一都三県の感染者数増加の状況に鑑み、当面の間、通勤・通学・キャンパス間移動以外の都県をまたぐ移動は自粛（必要不可欠な移動については、訪問先の意向と感染拡大防止に十分配慮した上で、部局長等の許可を得て実施） - 国外への私事渡航は、国の方針に従って当面の間自粛を求めるが、真に必要な場合は制約しない - 移動記録を残すこと - これらの移動に伴う健康確認期間等による業務・学修等へ影響について慎重に検討すること	- 訪問先の意向と感染拡大防止に十分配慮した上で、都県等をまたぐ移動も可 - 国外への私事渡航は、国の方針に従って当面の間自粛を求めるが、真に必要な場合は制約しない - 移動記録を残すこと - これらの移動に伴う健康確認期間等による業務・学修等へ影響について慎重に検討すること		
教員・学生等の出張	- 必要不可欠な国内出張については、訪問先の意向と感染拡大防止に十分配慮した上で、出張命令権者を通して対策本部へ申請し、担当理事が許可した場合のみ、原則として宿泊を伴わないものに限って可 - 国外出張は禁止	- 宿泊を伴わない国内出張については、訪問先の意向と感染拡大防止に十分配慮した上で、出張命令権者の許可で実施可 - 宿泊を伴う国内出張については、出張命令権者を通して対策本部へ申請し、担当理事が許可した場合のみ可 - 国外出張は原則禁止（国の方針に従う）	- 国内出張（宿泊を伴うものを含む）については、訪問先の意向と感染拡大防止に十分配慮した上で、出張命令権者の許可で実施可 - 国外出張は、国の方針に沿って判断するが、当面の間、「ビジネストラック（相手国又は本邦入国後の 14 日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となるスキーム）」ならびに「日本に居住するビジネスパーソン」の短期出張からの帰国・再入国時の行動制限の緩和を可能にする措置」の適用は行わない	
学生アシスタントの出勤	在宅勤務を認める	- 実験・実習・グループワーク等の科目を担当する TA は登校して担当、登校頻度制限の対象外とする - それ以外の科目の TA、および RA については在宅勤務を認める		TA、RA とともに登校しての勤務を原則とするが、オンライン配信される授業担当の TA については在宅での勤務を認める
図書館	- 学内学生・教員等向けの文献貸出業務と文献閲覧・自習場所の提供のみを最小限の範囲から再開 - ラーニングコモンズとしての機能は停止		感染拡大防止に十分配慮した上で、学内者向けの貸出業務に加えて、ラーニングコモンズとしての機能を学内者向けに最小限の規模で再開	感染拡大防止に十分配慮した上で、貸出業務に加えて、ラーニングコモンズとしての機能を順次再開

○渡日していない外国人留学生の履修については個別に対応する。